

# 平成 29 年 5 月

## 遊佐町農業委員会第 2 回総会議事録

1. 開催日程 平成 29 年 5 月 25 日（木） 午後 2 時 00 分～午後 4 時 00 分

2. 場 所 遊佐町役場 1 階 議事所

3. 会議に付した議案

報告事項 1 解約について

報告事項 2 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について

報告事項 3 賃借料の変更通知書の受理について

報告事項 4 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による  
農用地利用集積計画の訂正について

議第 9 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について

議第 10 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について

議第 11 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による  
農用地利用集積計画の決定について

4. 出席委員 (16 名中 14 名)

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	齋藤 誠喜	2	鈴木 寿一	3	渡会 健	4	鈴木 一弥
5	高橋 正樹	6	川俣 義昭			8	菅原 寛志
9	今野 一彦	10	伊原ひとみ	11	榊原 一男	12	土門健太郎
		14	菅原 善悦	15	佐藤 重一	16	佐藤 充

5. 欠席委員 (2 名)

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
7	菅原 幸男	13	荒生あや子				

6. 出席農地利用最適化推進委員 (4 名)

地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名
遊佐	大谷 進一	蕨岡	池田 龍介	南西部	今井 彰	北部	高橋 正人

7. 欠席農地利用最適化推進委員 (0 名)

地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名

8. 事務局出席者 (3 名)

佐藤廉造事務局長、太田英敦係長、伊藤歩美主事

9. 関係機関・団体等その他出席した者 (0 名 なし)

10. 会議の概要

事務局長	<p>定刻になりましたので遊佐町農業委員会 5 月定例会を開催します。</p> <p>はじめに、11 番榊原懲罰副委員長より本日の出欠状況の報告をお願いします。</p> <p>(11 番榊原一男委員が挙手し、議長が指名する)</p>
11 番榊原一男委員	<p>本日の出欠状況について報告いたします。</p> <p>欠席委員 2 名、出席委員 14 名で過半数の委員が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律、第 27 条第 3 項の規定により、本総会は成立しております。</p> <p>なお、農地利用最適化推進委員 4 名全員出席しております。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。続きまして、総会開催にあたり、会長よりご挨拶をお願いします。</p>
会長	<p>最近 TV 等でご存知と思いますが、イギリスでの爆破テロや北朝鮮による弾道ミサイル発射の実験など、アメリカを標的とした打ち上げが現実になされようとしています。日本は確実にエリア内であり戦争が起きない事を祈ります。</p> <p>それから TPP に関しては、アメリカを除く 11 か国で早期発効が狙いでしたが、足並みがそろわない議論の結果でした。</p> <p>またアメリカは FTA に意欲を示しており、オーストラリアは牛肉、乳製品等を日本へ輸出をしようとしています。TPP がうまくいかなければ、FTA への対応がせがまれている日本であります。私たちは、どちらにせよ自分たちで先を考えていかななくてはなりません。これからの日本政府の方向性を注視していきたいと思えます。</p> <p>本日は、5 月定例総会に提出されました全議案に対し、慎重審議下さいますようお願いしまして、挨拶と致します。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、会議の議長は「遊佐町農業委員会 会議規則第 4 条の規程」により、会長が当たることになっておりますので、佐藤会長より議長をお願いします。</p>
議長	<p>それでは、議事に入る前に、会議規則第 13 条の規程による、議事録署名人の選任を行います。</p> <p>恒例によりまして、議長の私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">〈異議なしの声〉</p> <p>では 14 番菅原善悦委員、15 番佐藤重一委員をお願いします。</p> <p>なお、書記は、事務局の伊藤主事を指名します。それでは、総会次第に基づき進行いたします。</p> <p>始めに、報告事項について、事務局より説明願います。</p> <p>(事務局係長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	<p style="text-align: center;">(報告事項、朗読説明)</p>

事務局

ご説明いたします。総会議案書の 2 頁をご覧ください。

報告事項 1. 解約について

番号 1 計 5 筆、743 m<sup>2</sup>

解約の事由は国土交通省へ売渡のため、すでに所有権移転済です。

番号 2 計 1 筆、179 m<sup>2</sup>

解約の事由は国土交通省へ売渡のため、すでに所有権移転済です。

番号 3 計 5 筆、4,078 m<sup>2</sup>

解約の事由は国土交通省へ売渡のため、すでに所有権移転済です。

番号 4 計 3 筆、488 m<sup>2</sup>

解約の事由は国土交通省へ売渡のため、すでに所有権移転済です。

番号 5 計 1 筆、70 m<sup>2</sup>

解約の事由は国土交通省へ売渡のため、すでに所有権移転済です。

続きまして、

報告事項 2. 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について合計 8 件、すべて農地法第 3 条の、許可不要の取得事由の届出の受理となっております。

番号 5 計 1 筆、3,773 m<sup>2</sup>

番号 6 計 2 筆、3,427 m<sup>2</sup>

番号 7 計 3 筆、3,612 m<sup>2</sup>

番号 8 計 3 筆、2,666 m<sup>2</sup>

番号 9 計 16 筆、11,759.83 m<sup>2</sup>

番号 10 計 13 筆、19,443 m<sup>2</sup>

番号 11 計 12 筆、15,060 m<sup>2</sup>

番号 12 計 1 筆、550 m<sup>2</sup>

以上 8 件、全て相続による所有権の取得です。

続きまして、

報告事項 3. 賃借料の変更通知書の受理について

番号 4 計 2 筆、1,875 m<sup>2</sup>

変更前の賃借料は 20,400 円で、これを 15,000 円、3,000 円に変更します。

報告事項 4. 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の訂正について平成 29 年度第 1 回総会議第 8 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について (2) 利用権設定についての訂正になります。

訂正箇所は賃貸人の欄で、本来共有名義で記載しなければいけない所を代表者しか記載していませんでした。

その他について変更はありません。

以上です。

議長	<p>ただ今の報告事項について、何か質問・意見等はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>無いようですので、以上で報告事項を終了し、引き続き議事に移ります。</p> <p>議第9号農地法第18条第6項の規定による通知受理について、事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局より補足説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>ご説明いたします。</p> <p>農地法第18条第1項第2号、農地の引き渡し期限前、6箇月以内に成立した合意解約が書面で明らかたため、通知の受理のみで足りる内容になっております。</p> <p>個別に説明いたします。</p> <p>番号2 計2筆、392㎡</p> <p>解約の事由は、国土交通省へ売渡のため、すでに所有権移転済です。</p> <p>番号3 計4筆、8,169㎡</p> <p>解約の事由は、国土交通省へ売渡のため、すでに所有権移転済です。</p> <p>番号4 計1筆、939㎡</p> <p>解約の事由は、自作のためです。</p> <p>番号5 計2筆、4,612㎡</p> <p>解約の事由は、国土交通省へ売渡のため、すでに所有権移転済です。</p> <p>番号6 計1筆、42㎡</p> <p>解約の事由は、国土交通省へ売渡のため、すでに所有権移転済です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいまの事務局からの議案説明について質疑を行います。何か質問・意見等ございませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>無いようですので、お諮りします。</p> <p>議第9号農地法第18条第6項の規定による通知受理について原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手願います。</p> <p>(在席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、原案のとおり受理することに決定いたします。</p> <p>次に、議第10号農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局より補足説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>補足説明申し上げます。審査基準書は2頁をご覧ください。</p> <p>農地法第3条による所有権移転許可申請で、第3条第2項の各号に掲げ</p>

	<p>る効率利用、下限面積、調和要件等の不許可要件には該当しないと考えます。</p> <p>番号 2 計 1 筆、265 m<sup>2</sup></p> <p>10a あたり約 22 万 6,415 円、総額 6 万円で売買による所有権移転です。</p> <p>また、菅原委員より現地調査を行っていただきましたが、許可を受けようとする土地は譲受人の自作地付近であり、聞き取りの結果、何らかの作付を行う予定であると確認したそうですので、問題はないとのことでした。</p>
議長	<p>それではただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>無いようですので、質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第 10 号農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議第 11 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>それでは補足説明申し上げます。審査基準書は 3 頁をご覧ください。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、遊佐町長から農用地利用集積計画の決定を求められております。</p> <p>内訳は、(2) 利用権の新規設定が 0 件、再設定が 3 件の計 3 件となっております。</p> <p>計画の内容が審査基準に適合するかは、審査基準書をご覧ください。</p> <p>計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>それでは個別にご説明いたします。</p> <p>(2)利用権設定</p> <p>番号 10-1、10-2 は農地利用集積円滑化団体である農協を介した契約です。</p> <p>計 3 筆、10,463 m<sup>2</sup></p> <p>期間は 9 年 11 ヶ月、単価は 10 a あたり 11,000 円から 19,000 円で同一人と再設定です。借人は認定農業者です。</p> <p>番号 11 計 11 筆、15,306 m<sup>2</sup></p> <p>期間は 4 年 10 ヶ月、単価は 10 a あたり 15,000 円で同一人と再設定です。借人は認定農業者です。</p>

	<p>番号 12 計 1 筆、1,579 m<sup>2</sup>          期間は 4 年 10 ヶ月、単価は 10 a あたり 15,000 円で同一人と再設定です。          借人は認定農業者です。          以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。          この案件につきましては、農地利用調整委員会が開催されておりますので、佐藤重一委員長より報告をお願いします。          (15 番佐藤重一委員が挙手し、議長が指名する)</p>
15 番佐藤重一委員	<p>5 月 19 日に、202 会議室で 4 名の委員が出席して、農地利用調整委員会を開催しましたが、全ての案件について、特に問題なしとして審議し、本総会に提出しております。</p>
議長	<p>それでは、質疑に入ります。          ただいまの事務局説明に対し、何か質問意見等はございますか。          (2 番鈴木寿一委員が挙手し、議長が指名する)</p>
2 番鈴木寿一委員	<p>番号 11、12 ですが、貸人が同一人ですが、一つの案件としてまとめる事ができないのですか。</p>
議長	<p>事務局、説明願います。          (事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>ご説明致します。代表相続人の方は一緒ですが、土地の名義人が違うため 2 件となりました。</p>
議長	<p>他にありませんか。          (6 番川俣義昭委員が挙手し、議長が指名する)</p>
6 番川俣義昭委員	<p>先ほどの質問と関連してありますが、代表相続人となっているという事は、相続登記がまだ完了していないということですか。          法人化の際も相続未登記の問題があったと思います。農業委員会ではこういった場合、相続の手続きをするように指導などはしているのですか。</p>
議長	<p>事務局、説明願います。          (事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>ご説明致します。川俣委員がおっしゃるように登記の名義が変更されておりません。賃貸借権の場合は代表相続人に契約が出来ますが、売買の場合ですと代表相続人では契約できませんので登記を変えるよう指導しております。          土地名義人が亡くなった場合に相続届出を提出して頂いております。その際に出来るだけ速やかに変更して頂くようお願いはしているのですが、いろいろ事情がある方もいらっしゃるため、なかなか変更できない方もいるようです。          また、農林水産省から相続未登記の農地についての調査をした際も未登記の農地がかなりの面積でありました。なかには 3 世代前の相続未登記の土地もあり登記の変更が難しいような状態の農地もあるような状態です。</p>

議長	<p>他にありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>それでは質疑を打ち切り採決いたします。</p> <p>議第 11 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 11 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>予定されておりました議事は以上ですが、他に何かございませんか。</p> <p>(委員、事務局共になし)</p> <p>無いようですので、これで 5 月の定例総会を閉会します。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p>
----	---